

## 一般社団法人萩青年会議所役員選任に関する規則

- 第1条 この規則は、萩青年会議所定款第16条に基づいて本会議所役員選任に関する事項を定める。
- 第2条 理事長の選出は選考委員会が推薦し理事会の承認を得るものとする。
- 第3条 選考委員会は7名（現理事長を含む）を以って構成し、選考委員は総会において選出するものとする。
- 第4条 理事長を除く理事及び監事の選出は総会において選挙によって行なう。正会員を立候補者（現理事長及び理事長予定者は除く）として連記無記名投票により得票多数によって決定する。なお、得票同数の場合は抽せんによる。
- 第5条 選挙に当っては選挙管理委員3名以上を選び選挙管理委員は現理事長を含む当年度卒会予定者より選出することが好ましい。  
選挙管理委員は直ちに互選により委員長を定める。
- 第6条 選挙の順序は理事を選挙しその当選者を除き、監事を選挙するものとする。但し、理事（理事長を除く）は3回以上の留任はできない。監事は3回以上の留任はできない。
- 第7条 副理事長及び専務理事は、理事長の推薦により理事会の議を経て理事長決定後14日以内に選任しなければならない。
- 第8条 直前理事長は、理事長任期満了者が自動的にその役員となる。  
直前理事長は正会員であることを要しない。
- 第9条 役員に欠員を生じたときは理事会の議を経て補欠選挙することができる。

### 〔附則〕

本役員選任規定は平成30年1月4日より実施する。